

平成18年度市場モニタリングテスト結果

家庭用品品質表示法に係る試買テスト

「湯沸かし」

平成18年度にNITEが、家庭用品品質表示法の対象商品である「湯沸かし」について、同法の雑貨工業品品質表示規程（以下「表示規程」という。）に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施にあたっては、湯沸かし（アルミニウム製のもの、鉄製ではほうろく引きのもの、ステンレス鋼製のものおよび銅製のものに限り、容量が10リットルを超えるものを除く。）15銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

当該品目は、表示規程に定められた表示項目である表面加工、材料の種類、満水容量、取扱い上の注意、表示者名、住所又は電話番号等を表示する必要があります。テストの結果、15銘柄中9銘柄が表示規程に不適合でした。

主な不適合内容は、材料の種類の表示において、使用されている材質と異なる表示がされていた又は指定された用語を用いていなかったなどです。

不適合事項の詳細は次のとおりです。

遵守事項	不適合内容	銘柄数 ()
表面加工	表面加工を示す定められた用語を用いていなかった。	1
材料の種類	使用されている材質と表示内容が異なっていた。	3
	材料の種類を示す定められた用語を用いていなかった。	2
材料の種類 (材料の厚さ)	表示値の誤差の許容範囲(±15%)を満足せず表示より薄かった。	1
満水容量	表示値の誤差の許容範囲(±5%)を満足していなかった。	2
取扱い上の注意	「家庭用品品質表示法に基づく表示」とタイトルを付した枠囲いの中に任意の表示をしていた。	2
表示者名	正式名称を用いていなかった。	2
表示方法等	「取扱い上の注意」表示が外箱に記載されており、破棄される可能性があり、保管が見込まれるものに表示がなかった。	1

() 1銘柄で複数の不適合事項に該当するものはそれぞれを計上しています。

なお、NITEでは、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。